

名 称	防災製品品質管理基準		制定日 2009. 10. 1
規程番号	G-①-04	旧文書番号	改定日 2020. 6. 15

防 災 製 品 認 定 委 員 会

1 品質管理組織、品質管理責任者及びこれらの責任・権限

- (1) 防災製品に係る品質管理を適切に行うことができる組織を有すること。また、当該組織における責任と権限が明確であること。
- (2) 品質管理に関する実質的な権限を有する者が品質管理責任者として定められていること。
- (3) 品質管理責任者が不在となる場合の代理体制が定められていること。
- (4) 品質管理体制が適正に維持されていることについての定期的なチェック方法が定められていること。

2 製造・処理条件の管理

- (1) 製造事業者については、防災性能を付与するための製造・処理条件の設定が、適正なデータ等に基づき決定されていること。
- (2) 製造事業者については、製造・処理の運転条件が記録され、不適合品が発生した場合のことも考慮し、その記録が一定期間保存されることとなっていること。
単純縫製事業者については、縫製等の製造条件が記録され、その記録が一定期間保存されることとなっていること。
- (3) 製造事業者については、製造・処理方法の変更に対する対応、手続きについて適正に定められていること。

3 検査基準

- (1) 資材の受入検査基準、検査方法が適切かつ明確に定められていること。
- (2) 製造事業者が行う製品検査については、次のとおりであること。
ア 品質管理の目標水準を達成するための製品検査における誤差やバラツキを考慮した統計学的に妥当な抜取頻度・方法、試験方法及び社内の合格基準並びに検査実施場所等の要件が、適切かつ明確に定められていること。
イ 試験結果の公益財団法人日本防災協会への報告方法が適切かつ明確に定められていること。
- (3) 資材の受入検査及び製品検査（製造事業者に限る。）の結果、不適合品が発生した場合、不適合品又はこれと同一ロットの製品の処置、製造・処理条件の確認・改善等の措置について、適切かつ明確に定められていること。
- (4) 資材の受入検査及び製品検査（製造事業者に限る。）の結果が適正に記録され、その記録が一定期間保存されることとなっていること。

4 設備・機器類の管理

- (1) 製造事業者については、製造・処理設備及び防災性能を付与するために必要な生地等の鑑別器具、防災薬剤調合器具等が保有され、保守・点検等の管理方法並びに記録・保存方法が適切に定められていること。
- (2) 製品検査を自社で行う製造事業者については、品質管理のために適正な試験設備が保有され、保守・点検等の管理方法及び記録・保存方法が適切に定められていること。
- (3) これらの設備等に不具合が判明したときの対応方法が適切に定められていること。

5 防災製品ラベルの管理

- (1) 防災製品ラベルの管理責任者が定められていること。
- (2) 防災製品ラベルによる防災表示、防災製品ラベル受払管理について適正に記録され、その記録が一定期間保存されることとなっていること。
- (3) 防災製品ラベルの使用状況について、公益財団法人日本防災協会へ毎月1回、報告することが定められていること。

6 外注工場の管理

製造・処理等を外注により行う製造事業者については、外注工場における品質管理を適切に行わせるための要求・指導・確認等の管理方法が適切に定められていること。

7 品質記録の作成・保存等

品質管理に関する記録の作成、保存方法及び保存期間並びにこれらの管理責任者が定められていること。

8 教育訓練

- (1) 品質管理に従事する者に対する教育訓練が計画的かつ継続的に行われることとなっていること。
- (2) 品質管理に関わる責任者又は担当者の異動又は退職の際には、品質管理に係る重要事項が適切に引き継がれることとなっていること。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月15日から施行する。